

空き店舗等の遊休不動産をお店として貸し出したいオーナーさんを応援します!

遊休不動産オーナー支援補助金

みどり市では、市内にある空き店舗や空き家等の遊休不動産への出店を促進するため、遊休不動産のオーナーに対し、遊休不動産を店舗として貸し出すために行う改修工事等にかかる費用の2分の1を補助します。

補助金額

○補助率：補助対象経費の2分の1以内

・重点区域内：限度額：150万円

・重点区域外：限度額：50万円

※補助金の交付は、同一の遊休不動産につき1回限り

※重点区域：みどり市立地適正化計画（令和7年12月策定）で、居住誘導区域として位置付けた区域

補助対象となる遊休不動産

次に掲げるいずれかに該当するもの

○空き店舗

事業を目的として市内に建築された建物及びその敷地のうち、現在利用されておらず、所有者に事業目的として賃貸等を行う意思があるもの

○空き家

居住を目的として市内に建築された建物及びその敷地のうち、現在利用されておらず、所有者に事業目的として賃貸等を行う意思があるもの（新築後に居住の実態が全くないものを除く）

※空き店舗、空き家共に、賃貸・分譲を目的として建築されたものは対象外

補助対象者

下記を全て満たす遊休不動産の所有者が対象となります。

※所有者：遊休不動産の所有権、賃借権、売却を行うことができる権利を持っている人

- ・みどり市税の滞納がないこと
- ・暴力団等でないこと
- ・対象の遊休不動産について、共有者等がいる場合、本補助金を活用して改修工事等を行い、出店希望者に貸し出すことについて、関係権利者全員の同意を得ていること
- ・改修工事等の完了後、みどり市空き店舗登録制度設置要綱に基づく空き店舗情報の登録を行うこと
- ・改修工事等について、本補助金以外の補助金や助成金の交付を受けていないこと

補助対象経費

- (1) 店舗部分と居住部分を分ける工事に係る経費
 - (2) 既存設置物の処分に係る経費（既存設置物を売却して対価を得る場合を除く）
 - (3) 内装工事、外装工事、給排水工事及び電気工事
 - (4) その他市長が必要と認める経費
- ※交付申請前に着手した工事等は対象となりません

対象とならない経費の例

《対象とならない経費》

- ① 土地購入に係る経費
- ② 建築手続き等に要する経費
- ③ 居住部分等，専ら事業活動以外で使用する部分に関する工事等の経費
- ④ 増減築（床面積増減）に関する工事等の経費

など

手続きの流れ

事前相談

申請者 ⇄ 商工課

申請前に商工課へご相談ください。

重要：工事等の着手前に必ずご相談ください

交付申請

申請者 ⇒ 商工課

【申請時必要書類】

- (1) 交付申請書（様式第1号）
- (2) 補助対象経費に関する書類（見積書等の経費内訳が分かる書類の写し）
- (3) 空き店舗等に関する書類
（空き店舗等の位置図、空き店舗等の現状の写真、空き店舗等の登記事項証明書）
- (4) 申請者に関する書類
（個人の場合は住民票の写し。法人又は団体の場合は、法人登記簿謄本又は登記事項証明書の写し）
- (5) 納税証明に関する書類（申請者の市税の未納税額のないことの証明）
- (6) 誓約書（様式第2号）
- (7) 群馬県警察本部への照会に係る役員等名簿（様式第3号）
- (8) 改修工事等に係る空き店舗等所有者の同意書（様式第4号）（共有者等の関係権利者がいる場合）

交付決定
通知書発送

商工課 ⇒ 申請者

申請内容を審査し、補助対象として決定 『交付決定通知書』 発送

工事等着手
～完了

申請者・工事業者

実績報告の時に必要となるため、工事作業等の様子や完了後の写真を撮って下さい

実績報告

申請者 ⇒ 商工課

【報告時必要書類】

- (1) 実績報告書（様式第8号）
- (2) 改修に関する書類（請求書・領収書・工事明細書）
- (3) 空き店舗等の改修前後の状況が分かる写真

交付確定
通知書発送

商工課 ⇒ 申請者

申請内容を審査し、補助金額を確定 『交付確定通知書』 発送

補助金請求

申請者 ⇒ 商工課

【請求時必要書類】

- (1) 補助金請求書（様式第10号）
- (2) 振込先口座の通帳の写し等

補助金支払

商工課 ⇒ 申請者

申請者指定の振込先に支払い